

文教福祉委員会会議録

- 1 日時 令和5年3月16日(月曜日)
開会 午後0時57分
閉会 午後2時45分
- 2 場所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
(出席) 委員長 萱野哲也 副委員長 溝手宣良
委員 山名正晃 委員 小野耕作
" 深見昌宏 " 津神謙太郎
" 山口久子
(欠席) なし
(その他出席者) なし
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局長 河相祐子 同次長 宇野裕
同議事係主査 小野達司
- 5 説明のため出席した者の職氏名
副市長 中島邦夫 政策調整課長 江口真弓
総務部長 難波敏文 財政課長 横田優子
財政課主幹 岡真里 文化スポーツ部長 服部浩二
生涯学習課長 小原純 文化芸術課長 小野玲子
保健福祉部長 上田真琴 健康医療課長 白神洋
健康医療課主幹 田口大介 福祉課長 角田琢美
福祉課主幹 林輝昭 こども課長 弓取佐知子
長寿介護課長 重信憲男 長寿介護課主幹 藤原優
新型コロナウイルス感染症対策室長 平田壮太郎
新型コロナウイルス感染症対策室主幹 大西隆之
教育長 久山延司 教育部長 加治佐一晃
教育総務課長 浅野竜治 学校教育課長 在間恭子
学校教育課主幹 難波昭彦 こども夢づくり課長 林直方
- 6 付議事件及びその結果
別紙のとおり
- 7 議事経過の概要
別紙のとおり

- 8 その他必要な事項
別紙のとおり

文教福祉委員会審査報告書

令和5年3月16日

総社市議会議長 村木 理英 様

文教福祉委員会
委員長 萱野 哲也

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第6号	総社市国民健康保険条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第7号	総社市障害者福祉事業野田基金条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第8号	総社市小児医療費給付条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第9号	総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第10号	総社市立学校条例及び総社市立幼稚園条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第11号	総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第12号	総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第13号	総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第14号	総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案を可決すべきである

議案第15号	総社市こども夢応援藤井基金条例の制定について	原案を可決すべきである
議案第24号	令和4年度総社市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
議案第25号	令和4年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案を可決すべきである
議案第26号	令和4年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案を可決すべきである
議案第29号	令和5年度総社市国民健康保険特別会計予算	原案を可決すべきである
議案第30号	令和5年度総社市後期高齢者医療特別会計予算	原案を可決すべきである
議案第31号	令和5年度総社市介護保険特別会計予算	原案を可決すべきである

開会 午後0時57分

○委員長（萱野哲也君） ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第6号 総社市国民健康保険条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 議案第6号 総社市国民健康保険条例の一部改正につきまして御説明いたします。

本議案につきましては、健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険被保険者に係る出産育児一時金の支給額の引上げを行おうとするものでございます。

1ページお開きいただきまして、改正前後表の改正後の欄を御覧いただきたいと思っております。

改正後の欄に記載しておりますように、出産育児一時金の額を48万8,000円に改めるものでございまして、文中ただし書としまして、規則で定めるところによりこれに3万円を上限として加算とありますが、規則で定める額につきましては1万2,000円としておりまして、合計いたしますと50万円までの支給となるところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第7号 総社市障害者福祉事業野田基金条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（角田琢美君） それでは、議案第7号 総社市障害者福祉事業野田基金条例の一部改

正について御説明申し上げます。

この条例の一部改正は、平成7年に創設した障害者福祉事業野田基金の運用方法について、基金の原資を取崩して障害者福祉事業へ充当し活用することをできるよう関連条文を変更するものでございまして、詳細な内容につきましては、1枚お開きいただきまして、改正前後表に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第8号 総社市小児医療費給付条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 議案第8号 総社市小児医療費給付条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。

この条例の一部改正は、医療費給付の範囲を拡大し、中学生の外来受診にかかる自己負担を無償とすることにより、小児の健康保持及び増進を図ろうとするものでございます。

1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

まず、第3条におきまして、中学生の外来受診の無償化に伴い、その部分のひとり親家庭等医療費及び心身障害者医療費の受給資格を小児医療費に改めようとするものでございます。

裏面を御覧いただきまして、第4条におきまして、中学生の外来受診にかかる自己負担1割の規定を削除し、公費負担とするものでございます。

附則におきまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。また、経過措置といたしまして、令和5年4月1日以後に受けた療養について適用し、同日前に受けた療養については従前の例によることとしております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第9号 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 議案第9号 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例改正につきましては、介護認定審査会委員は介護認定審査会に必要となる認定調査票等の事前資料の読み込みに多くの時間を費やしていることから、委員の職務の状況を鑑み、実情に即した報酬の額に改めるため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

別表第1にありますが介護認定審査会委員の報酬日額につきまして1万5,000円から1万7,400円に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第10号 総社市立学校条例及び総社市立幼稚園条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長(浅野竜治君) 失礼いたします。

議案第10号 総社市立学校条例及び総社市立幼稚園条例の一部改正につきまして御説明いたします。

この条例改正につきましては、令和6年度から昭和地区に義務教育学校を設置することに伴い、改正を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、次のページの改正前後表を御覧ください。

第1条が、総社市立学校条例に関する改正でございます。総社市立昭和小学校と総社市立維新小学校及び総社市立昭和中学校を再編成し、総社市立昭和五つ星学園義務教育学校に改正するものでございます。また、第29条を第38条に改めることにつきましては、学校教育法の改正に合わせて改正するものでございます。次のページにかけまして、第2条が総社市立幼稚園条例に関するものでございます。総社市立昭和幼稚園と総社市立維新幼稚園の2園を再編成し、総社市立昭和五つ星学園幼稚園に改正するものでございます。

昭和五つ星学園義務教育学校と昭和五つ星学園幼稚園の名称につきましては、昭和地区のPTAなどで組織する開校準備委員会での検討を経て、令和4年12月開催の教育委員会において決定されたものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することといたしております。ただし、第1条の本文の改正につきましては公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長(萱野哲也君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

○委員(溝手宣良君) 失礼します。

今御説明のあったとおりで、PTA等で話し合われたということなんですけれども、私もそのよう

に聞いておりますし、ただ確認で、この五つ星学園という名前にするという決定に至る中で、賛成、反対というのがあったのかなど、その議論の中で。例えば、拮抗して別な名前がいいよとかという案もあって、結果これになったのか。それともほぼというか、満場一致でこの名前にしようというふうに決まったのか、そのあたりだけちょっと確認させていただけたらと思います。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） この名称についてですが、開校準備委員会は保護者も入っておりますし、それから地域の方、この方々も入つとられます。学校関係も入ってます。そういう中で協議されて、最終的にはアンケートも地域の方に向けて取っています。そのアンケートは教育委員会が取ったのではなくて、準備委員会がアンケートを取ったんですね。それは公募という形で一番多かったのを決めますよではなくて、参考にしたいのでこれがいいと思うような名前があったらお知らせくださいというような形で取りました。その結果、最終的に昭和学園義務教育学校、それから五つ星学園義務教育学校、それから昭和五つ星学園義務教育学校、実際には昭和も五つ星学園も捨て難い、捨て難いんだけど、どっちかいうと昭和学園がシンプルでええかなとか五つ星学園がいい、もう地域で完全に20年この名前使っているから、なじんでいるからこれがいいということで、全部で三つを合わせまして、なかなか準備委員会で決めがたい、そういうような御提案はありました。教育委員会に諮って、少し名前としては長いけど、やっぱり地域性も表しているし、それから今地域でなじんでくださっている五つ星学園もやっぱり残したほうがいいだろうということで、最終的に昭和五つ星学園ということになりました。教育委員会で決定した。これは、地域もそのことに関する反対はありません。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。

決定をしたのは教育委員会であるが、地元の小委員会とかもさんざんお話をされた上で、多数決を取ったわけではないが、受け入れていただいている名前であるというふうに認識をさせていただきました。初めての試みではありますし、地元の方にとっては、本当に大切な学校としてこれから見守っていただけるんだらうと思いますので、今後も引き続き地元との折衝を含め、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

議案第11号 総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(在間恭子君) 失礼いたします。

議案第11号 総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正につきまして御説明いたします。

この条例の改正につきましては、清音小学校区放課後児童クラブ施設の定員を変更することに伴い、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

第2条でございますが、清音小学校区放課後児童クラブ施設の定員を50人から85人へと改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することといたしております。

以上です。

○委員長(萱野哲也君) これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

山名委員。

○委員(山名正晃君) こちらの点でお聞かせください。

今回の定員増ということなんですけど、これは施設が増えて定員を増やすことができたのか、職員の方が増えて増やすことができたのか、これは4月から施行するということですけども、現段階でも多分いろいろ申込みがあると思うんですが、その状況、定員の85人の方がもうマックス行っているかというところをお聞かせください。

○委員長(萱野哲也君) 学校教育課長。

○学校教育課長(在間恭子君) 山名委員の御質問にお答えいたします。

まず、定員に対する申込みですが、来年度に向けての申込みが74名の申込みがありました。3年生の利用日などの指定をするなどして、59人の受入れとなると15名の方をお断りしないといけないという状況でした。ただ、施設についてですが、現在使っている和室があります。そこを第2として活用することで定員を増やすことが可能となりました。ですので、今回の定員増に伴って74人全員の受入れが可能になることに加え、3年生の利用日制限も解消されるという見込みになっております。

以上です。

○委員（山名正晃君） ありがとうございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） じゃあ、私から。

定員50人が85人になるということなんですけれども、周辺の安全についてはきちんとできてますか、周辺整備。安全が整われておりますでしょうか。というのは、目の前に旧公民館跡地があって大変老朽化してて、この前も言いましたけど、早く壊してくれと。学童の児童が遊んでいるのに裏の辺の非常階段とかああいうのもあって、こっちの定員だけ増やしますよ、増やしたけれども子どもたちが遊ぶ場がないというか、子どもたちが目の前に危険な施設がある中で人数が増えるのが余計危ないんじゃないのかなというふうに思っておりますけれども、それは大丈夫なんでしょうか。大変心配なんですけど。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 萱野委員長の御質問にお答えいたします。

今御指摘いただいた周りの施設の状況につきまして、今現在このように直すとかという計画は今はございません。ただ、そういった御指摘もいただいておりますし、実際に放課後児童クラブの支援員の方にも状況も確認しながら、今後の対応については検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 多分そうでしょう。僕もその施設の方に、あっこの前の旧公民館が危ないと、子どもたちが今でも危ないと言われてる中で増えることによって、さらに子どもたちが大勢外で遊ぶと危ないよねということなんですけれども、今後の対策というかそれがないと僕は大変危険だなというふうに今でも思ってるんですけど、在間課長はそうかもしれませんけれども、もっとそりゃ予算のこともありますんで、もっと予算権限を持った執行部側、教育委員会というよりは執行部側の御意見も聞きたいなと思うんですけどもいかがでしょうか。

副市長。

○副市長（中島邦夫君） 委員長からの御質問ですが、私のほうが今初めて聞いたところで、現場の状況がどうなっているかが把握できておりませんので、把握して、本当に危ないと思いましたら何らかの対策を取ってまいりたいと思います。

○委員長（萱野哲也君） お願いします。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第12号 総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての審査に入ります。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 議案第12号 総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして御説明いたします。

この条例改正につきましては、厚生労働省令において定める基準が改正されたことに伴い、また放課後児童支援員の資格要件の緩和措置を延長するため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

主な改正内容についてでございますが、1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

まず、第8条の2、安全計画の策定等につきましては、利用者の安全を確保するために安全計画の策定等を行うこと。1枚お開きいただきまして、第8条の3、自動車を運行する場合の所在の確認につきましては、自動車を運転して事業所外で活動する場合、自動車への乗車及び降車の際に、点呼などにより利用者の所在を確認しなければならないことを義務づけるものでございます。第14条の2、業務継続計画の策定等につきましては、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施すること、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる旨を定めるものでございます。第15条第2項の改正につきましては、感染症や食中毒の予防及びまん延防止のため、研修、訓練の定期的な実施に係る努力義務を追記するものでございます。

附則第2項の改正につきましては、令和8年3月31日までの間は研修の受講を予定している者についてはこれを修了者とみなす経過措置を延長するものでございます。

附則でございますが、第1項では、施行期日を令和5年4月1日。ただし、改正後の附則第2項の規定につきましては公布の日からとし、第2項では改正後の第8条の2の規定の適用について、経過措置を令和6年3月31日までとすることを定めているところでございます。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） 今回の安全計画ですとか、僕は大変重要な部分だと思うんですが、この安全計画をつくって、どこが審査というか、そういうできてますよ、できてませんよというのをどこが判断していくのかということと、自動車の点呼、いろいろ痛ましい事故とかもありましたけども、実際放課後児童クラブのところで車で送迎をしていたりというところが実際にあるんでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

まず、安全計画の策定につきましてですが、現時点で19支援単位のうち、11支援単位は既に防災や防犯の計画のほうを策定しております。今回もこの条例につきましては、来年度1年間はいわゆる努力義務の期間になりますので、まだ策定していないところは来年度1年間をかけて策定すること、また既に計画がある11支援単位につきましては、その内容が今のものでいいのかどうかの見直しもこちらのほうから伝えて、内容のほうの確認をしていきたいと思っております。

また、自動車についての送迎でございますが、昭和小、維新小の学童、おひさまですが、そこが維新小学校から放課後に学校が終わっておひさままで迎えに行つてという、そういったことをしております。車のサイズとしては6人乗りのサイズの車だというふうに聞いておりますので、それほどたくさんの児童とは聞いておりません。ただ、このたび事故などもありまして、その日に車に乗る子どもたちのリストを基に、乗るときには点呼をする、そして降りたときにももう一度点呼をする、全員そろっていることを確認しておひさまの施設の中に入るといふふうに対策を徹底しているというふうにこちらは把握しております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。今の山名委員の質問とほぼほぼかぶって、ちょっとだけ加えるというか聞き足すんですけど、その各クラブで安全対策を策定されるということなんですが、これを共有しようという考えはないですかね。各クラブ、実情に合わせたところを盛り込むことは可能なんだと思うんですけど、最低限これだけはしてくださいねというようなことをある程度示すということはされるんでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

策定につきましては、基本となる内容、これは盛り込むというものがあるかと思えます。すみません、私自身がしっかり勉強ができていないんですが、あるかと思えますので、それについてはきちっと盛り込むこと、あとはそれぞれの設置場所など、それぞれの施設に応じた安全計画を盛り込んでいくというふうにしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） いずれにいたしましても、チェックは最終的にはされるのでしょから、不備があれば指摘の上改善されるということだと思います。こういったことも、いろんな事業所の事例等も踏まえて共有できたほうが、よりそういったもののレベルは高くなるのかなと思いますので、あらゆる方策を用いて児童の安全を守っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 御指摘ありがとうございます。

いろんなものを、今放課後児童クラブは年に、基本は学期ごとに1回、3回研修会という形で行っております。そういう中で、運営面のことも共有したほうがいいというような意見もありまして、いろんなことを徐々に全体で情報を共有していく方向にしております。そういうことで、今の御意見を参考にさせていただきまして、この件につきましても共有していきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第13号 総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（林 直方君） 議案第13号 総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

この条例改正につきましては、厚生労働省令の改正に伴い、関係条文の整備を行おうとするもの

でございます。

主な改正の内容でございますが、1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

まず、第8条の2は安全計画の策定等を行うこと、1枚お開きいただきまして、第8条の3は自動車への乗車及び降車の際に利用乳幼児を所在確認することや、送迎車への見落とし防止装置の義務づけでございます。第11条は職員の配置基準の特例措置、第14条は関係法令から懲戒権に関する規定が削除等されたことにより削除するもので、第15条第2項につきましては、感染症や食中毒の予防及びまん延防止のため、研修、訓練の定期的実施に係る努力義務を定めるものでございます。

次ページを御覧いただきまして、附則において、施行期日と経過措置を定めております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） 先ほどとちょっと同じような質問になってしまうんですけども、この安全計画、これもまだもちろんつくっているところとつくってないところがあるのかというところもあって、どうやってこれを審査していくのかというと、あと特に事故というか、ありました。これが子どもの送迎のバスで起こったということでした。実際、今市内でそういった送迎をされてるところがあるのかということと、それをしているところがあれば、それもブザーをつけてやったり、そういう感知装置だったり、そういうのをもう既につけられているのか、そのところは。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（林 直方君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

まず、送迎車を利用しているところはございません。

あと、今回の条例に関しましては、いわゆる家庭的保育事業、総社市でいうとスマイル乳児園、さくら保育園、いずみ保育園というのは幼保保育園に関するものでございます。これとは別のところで、他の認可保育所も同じように安全計画を立てて提出することになっておりますので、一応市からある程度のまとまったひな形をお示しして、それを利用しながら、ある程度共通する分は共通し、そうでない部分はということで、皆さんで同じようなことでやっていこうというふうに確認しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） よろしいでしょうか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。

私も基本的には先ほどと一緒に、質問する先が変わるだけの話なんですけど、共有を。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（林 直方君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

共有する部分は共有してまいろうと思っておりますし、皆で守っていこうということを、この前お話ししたところでございます。ありがとうございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第14号 総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（林 直方君） 議案第14号 総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして御説明いたします。

この条例改正につきましては、内閣府令の改正に伴い、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

第27条懲戒に係る権限の濫用の件につきましては、さきの議案第13号にもございましたが、懲戒に係る権限の濫用禁止を削除するものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第15号 総社市こども夢応援藤井基金条例の制定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（林 直方君） 議案第15号 総社市こども夢応援藤井基金条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本条例は、長年地域医療に貢献がございました藤井秀昭さんの御遺族からの寄附金を原資とし、こどもの夢を応援する事業の経費に充てるため、基金を創設しようとするものでございます。

条例の内容につきまして御説明申し上げますので、1枚お開きください。

第1条は基金の設置を定めるもので、第2条から第6条までは積立額、管理や処理について定めるものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） 基金条例なんですけれど、金額は幾らいただいているんか分からないんですけど、この基金、寄附金を原資として本市が行うこどもの夢を応援する事業の経費に充てる。経費ですから、そんなにお金は要らないのかなというふうには思うんですけど、この原資、この間もちょっと質問させていただいたんですけど、基金の基の原資からお金が生まれてこない状態ですよ、そこから例えばこれが1,000万円あったら多分今、率は0.0何%ですよ。だから、本当に微々たるお金しか生まれてこないの、この事業の経費に充てるというのは、本当に難しいのかなというふうには思うんですけど、この辺ちょっと教えてください。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（林 直方君） 深見委員の御質問にお答えいたします。

申し訳ありません、基金額は後の補正で出てくるんですけど1,000万円でございます。

基金の使い方につきましては、最後のページの条例の第5条、処分というところにございまして、基金はこの経費に充てる場合に限り、予算で定めた範囲で処分することができるということにしておりますので、1,000万円もらってるものを使う形につきましては、これから御遺族とも御相

談するんですけれども、この基金1,000万円から取り崩していきながら使うという趣旨の、そういう種類の基金でございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） 今、藤井基金のことでお尋ねしてるんですけど、御遺族の方とは、これからまた話をしていくということですよ、今の回答は。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（林 直方君） 深見委員の再度の御質問にお答えいたします。

まず、基金としていただき、使い道についてはこれから御遺族としっかり相談していこうと思っております。よろしくお願いいたします。

（「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） じゃあ、私から。

こども夢応援藤井基金ということで、子どもの夢を応援するものに使うんだというふうに答弁もあったりするんですけど、ちょっとこれ、抽象的過ぎて分かんないんですよ。御遺族と話をまだ具体的にと言われてますけど、それで条例出してきましたね。ちょっと言ってる意味がよく分かんないんですけど。どういうことに使うんですか、この基金条例。だって、我々がこの基金条例を可決しないとイケないんですよ。まだ、頭の文章だけを読めば、子どもの夢を応援すんだというのは分かりますけど、でも結局また遺族の方とお話しすると言ってる。何に使うんですか。どういう夢が応援できるんですか。

こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（林 直方君） 委員長の御質問にお答えいたします。

御遺族と私がお話をさせてもらったときにおっしゃられていたのが、夢を見つけること、それから夢を見つけたら実現するための何か力になれるようなこと、そしてそのための場とか、つながり、そのためにはひょっとすると保護者のサポートも要るかもしれませんねと。また、その辺については自分たちまだ定まってるわけではないんですけど、まず子どもの夢を応援したいからこの基金をと言われたので、基金とすることにいたしました。抽象的で申し訳ないんですけども、よろしくお願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第24号 令和4年度総社市一般会計補正予算(第11号)のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(角田琢美君) 議案第24号 令和4年度総社市一般会計補正予算(第11号)につきまして、当委員会の所管する部分につきまして御説明申し上げます。

便宜、歳出から御説明申し上げますので、16ページ、17ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、第24節積立金のうち、説明欄に記載のこども夢応援藤井基金積立金1,000万円は、故藤井秀昭氏の御遺族からいただきました寄附金をこども夢応援藤井基金を創設し、積み立てるものでございます。

続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の補正額1億6,583万3,000円の減額について、第3節職員手当等から第18節負担金、補助及び交付金までは、新型コロナウイルス感染症の長期化により実施いたしました新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金と住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金の各支援事業終了に伴う額の確定により、説明欄の記載のとおり、それぞれ不用額を減額しようとするものでございます。第27節繰出金2,730万3,000円の減額は、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の繰出金でございまして、額の確定により、説明欄の記載のとおり、それぞれ必要額を減額しようとするものでございます。

続きまして、第2項児童福祉費、第2目児童措置費、第12節委託料3,000万円の増額は、公定価格の増額改定及び遡及適用に伴い、私立保育所運営委託料が不足するため増額するものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予備費は、コロナウイルスワクチン保冷に必要な非常用電源装置を買取りに当たり、682万円を予算の組替えとするものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。

第10款教育費、第5項社会教育費、第7目図書館費の第1節報酬から第8節旅費まで補正額222万1,000円の減額は、本年度専任の図書館長を任用できなかったことにより、不執行となりました図書館長の人件費を削減するものでございます。

次に、第8目文化センター費、第12節委託料と第14節の工事請負費までの補正額5,021万円の減

額は、総合文化センター特定天井耐震改修工事の執行額確定に伴う減額でございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 財政課長。

○財政課長（横田優子君） 続きまして、歳入について、当委員会の所管に属する部分の御説明をいたしますので、12ページ、13ページへお戻りください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第3目民生費国庫負担金の全て及び同款第2項国庫補助金、第3目民生費国庫補助金の全て、並びに第16款県支出金、第1項県負担金、第3目民生費県負担金の全て、そして同款第2項県補助金、第3目民生費県補助金のうち、第2節児童福祉費補助金、以上は本委員会の所管に属するもので、事業費の確定や補助金採択決定による交付額確定などにより補正するものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

第18款寄附金、第1項寄附金、第3目民生費寄附金1,000万円につきましては、故藤井秀昭様の御遺族からの寄附金でございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入のうち、本委員会の所管に属する部分は、雇用保険料本人負担分5,000円の減額で、歳出で説明のありました図書館長報酬の減額に伴うものでございます。

第22款市債、第1項市債のうち、第3目民生債940万円の減額は、総社小学校区放課後児童クラブの移転新築の事業費や国庫補助額の確定によるもの。

第10目教育債5,030万円の減額は、市民会館特定天井耐震改修の事業費確定によるものでございます。

続きまして、第2表繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正（追加）のうち本委員会の所管に属するものは、第3款民生費及び第10款教育費で、国の制度によるもの及び関係機関との調整や資材の調達に不測の日数を要するもので、いずれも年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許の措置をとりまして、起債の額を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

なお、各事業の繰越理由は、予算書の最後に添付しております参考資料、繰越予定事業明細書に記載のとおりでございます。

続きまして、第4条地方債の補正について御説明いたしますので、6ページ、7ページを御覧ください。

第4表地方債補正（変更）のうち、本委員会の所管に属するものは、上から二つ目、児童福祉施設整備事業、そして下から二つ目の文化施設整備事業で、歳入で御説明いたしましたとおり、事業費の確定により限度額をそれぞれ減額するものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） 先日の令和5年度の当初予算のときにも申しましたが、こうやって図書館長報酬が減額ということで図書館長の不在というのが長いので、ここをどうにか、この前も申しましたように本採用にするとか、何か対策を打つ必要があるのかなというふうに思います。先日もお聞きしましたが、改めて図書館長についてどのようにしてここを補っていくか、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（萱野哲也君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小原 純君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

先般、当初予算の審査の際にも正職をとという御意向もいただきましたが、担当といたしましては、図書館長にふさわしい方にぜひお願いしたいということで、引き続き人選のほうを当たってはまいろうと考えております。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） すみません。変な突っ込み方をいたしますけど、同じことなんですけど、要は図書館長が今何年目ですかね、兼務されてるのが。実際言い方悪いですけど、兼務で賄えてるところが結構あるのかなと思うんですけど、実際は本当に図書館長にええ人材がおれば今探してるところだと言われたんですけど、ええ人材って兼務じゃおえんのですかね。そこを要るか要らんかの話にしてしまったら、おったほうがええとは思うんですけど、どうなんそこら辺は本音で、今兼務されてますけどお忙しいですか。

○委員長（萱野哲也君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小原 純君） 深見委員の図書館長についての御質問でございます。

実際に生涯学習課長が兼務をいたしておりますのが平成30年からでございます。先ほど言われましたように、運営はできておりますが、担当といたしましてはより質の高い運営を行いたい、そのためには図書館長も設置したいということで、予算のほうも要求を令和5年度当初もいたしております。

忙しいかと言われれば、確かに兼務でございますので、常時そこにおるということはできませんが、何とか年々こなしているというところでございます。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） すみません。非常に答えにくい質問をいたしまして。距離もあるし、大変じゃろうと思うんです。おるにこしたことはないということなんで、精いっぱい人材を探してみてください。よろしく申し上げます。

○委員長（萱野哲也君） じゃあ、僕が御指名なので。

図書館長って、僕もずっと言い続けてたんですけど、結局平成30年から適任だって思われる方に何人当たったんですか。そして、当たったけれども駄目だった、もしくは決裁者が駄目だと言った例があるのかどうか。決裁者は誰なんですか。当たってないんですか、そもそもが何名かの方が当たられた。課長がいいなと思って当たられたけれども、結局決裁者で駄目だったとか、そういう事案はあったりするんですか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小原 純君） 萱野委員長の御質問にお答えいたします。

図書館長につきましては、会計年度任用職員という位置づけでの対応を考えておりますが、その中でも公募によるものではなく、指名によりこの方をという方をぜひお願いしたいと考えております。

私が担当になりました令和4年度につきましては、検討はいたしました、その方に当たるということは行ってはございませんでした。

（「過去」と呼ぶ者あり）

○生涯学習課長（小原 純君） （続）申し訳ありません。過去については、当たった経緯があるということまでは聞いておりますが、どなたにどのようにということは聞いておりません。

○委員長（萱野哲也君） 文化スポーツ部長。

○文化スポーツ部長（服部浩二君） 今までに検討したこと、具体的にあるかということでございます。

小原課長以前に遡りますと、1名の方、図書館長の御経験があるような人材がありましたので、その方に御相談を向けましたけれども、その方御本人の御都合で実らなかったということが1件ございました。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 分かりました。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第25号 令和4年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 議案第25号 令和4年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、一般会計からの繰入金の確定により補正をしようとするものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出をそれぞれ152万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,897万8,000円と定めようとするものでございます。

それでは、歳入から御説明いたしますので、予算書の8ページ、9ページをお開き願います。

第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、説明欄に記載がありますように、保険基盤安定繰入金と未就学児均等割保険税繰入金の額が確定したことに伴い、152万7,000円を減額しようとするものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。

第9款予備費につきましては、予算調整によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第26号 令和4年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 議案第26号 令和4年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、保険料収納の見込額の減少及び一般会計繰入金の確定による補正をしようとするものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,277万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,564万2,000円と定めようとするものでございます。

それでは、便宜、歳出から御説明申し上げますので、予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、収納した保険料及び保険基盤安定繰入金を広域連合に納付しようとするものでございまして、歳入見込額の減少から5,277万6,000円を減額しようとするものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、8ページ、9ページにお戻り願います。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、保険料収納見込額の減少から2,700万円を減額しようとするものでございます。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の額の確定により2,577万6,000円を減額しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第29号 令和5年度総社市国民健康保険特別会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 予算書の247ページをお開き願います。

議案第29号 令和5年度総社市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,000万円と定めようとするものでございます。

それでは、主な内容につきまして、便宜、歳出から御説明申し上げますので、260、261ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、国民健康保険事業の運営に伴う管理的な経費でございます。主なものとしまして、第1節報酬は会計年度任用職員4名分の報酬でございます。第2節給料から第4節共済費までは職員9名分の人件費でございます。第12節委託料につきましては、レセプトなどの電算処理に係る委託というのが主なものでございまして、第18節負担金、補助及び交付金は、基幹システムを使用した電算処理事務に係る総社市への負担金でございます。

第2目連合会負担金につきましては、県内の市町村及び国民健康保険組合が共同で設置している岡山県国民健康保険団体連合会への負担金で、説明欄に記載のとおりでございます。

1枚お開きいただきまして、262、263ページでございます。

第2項徴税費につきましては、国民健康保険税の賦課徴収に要する経費でございます。主なものとしまして、第1節報酬から第4節共済費までは会計年度任用職員2名の人件費でございます。第10節需用費は、納税通知書などの印刷費が主なものでございまして、第11節役務費は口座振替手数料やコンビニ収納手数料でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、岡山市町村税整理組合への負担金が主なものでございます。

第3項運営協議会費につきましては、国民健康保険運営協議会の委員18名の報酬が主なものでございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費から、1ページお開きいただきまして、264、265ページの第2項高額療養費、第4目退職被保険者等高額介護合算療養費まででございますが、過去の実績を基に被保険者1人当たりの医療費を推計し、それぞれ算出のほうをいたしておりまして、金額につきましては記載のとおりでございます。

第5項出産育児諸費、第1目出産育児一時金、第18節負担金、補助及び交付金につきましては、出産育児一時金の制度改正に伴う増額を見込みまして、予算のほうを計上させていただいております。

また、第6項葬祭諸費及び第8項傷病手当金につきましては、過去の実績などに基づき記載の金額のほうを計上いたしております。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金でございますが、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の三つに分けて岡山県へ納付するものでございまして、第1項医療費給付費分、

第1目一般被保険者医療費給付費分から、1ページお開きいただきまして、266、267ページの第3項介護納付金分、第1目介護納付金分までの納付金の合計でございますが、こちら16億4,057万4,000円でありまして、令和4年度と比較しまして5,024万2,000円の増加でございます。

第5款保険事業費、第1項特定健康診査等事業費につきましては、各医療保険者に義務づけられました特定健診や特定保健指導に係る経費でございます。第1節報酬から第4節共済費及び第8節旅費は会計年度任用職員1名分の人件費でございます。第12節委託料の健康診査に係る委託料や第19節の扶助費の個別健康診査の人間ドックの扶助費が主なものでございます。

第2項保険事業費、第1目保健衛生普及費、第12節委託料につきましては、医療費通知やジェネリック医薬品差額通知に係る委託料が主なものでございます。

第2目疾病予防費につきましては、第1節報酬から第8節旅費までは会計年度任用職員3名分の人件費で、第12節委託料は30歳から39歳までを対象とした郵送型健診や特定健診受診勧奨事業の委託料が主なものでございます。

1ページお開きいただきまして、268、269ページでございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、被保険者に係る国民健康保険税の過年度分の還付金等でございます。第9款予備費につきましては、予算調整によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、254、255ページにお戻り願います。

第1款国民健康保険税11億4,827万4,000円につきましては、税率を前年度から据え置き、被保険者数を1万2,400人と見込んで算出した金額を計上いたしております。

第6款県支出金、第1項県負担金、第1目保険給付費等交付金、第1節保険給付費等交付金（普通交付金）は、保険給付費等に対して岡山県から交付されるものでございまして、第2節保険給付費等交付金（特別交付金）は、県繰入金や特定健診等負担金が主なもので、特定健診、特定保健指導等に要する経費や医療費の適正化対策、保険税の収納対策などに交付されるものでございます。

256、257ページをお開きください。

第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、それぞれの制度に基づきまして繰入れを行うものでございまして、説明欄に記載のとおりでございます。

第2項基金繰入金は、歳入の財源不足を補うために、国民健康保険事業基金から繰入れを計上いたしております。

第12款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料は、国民健康保険税に係る延滞金でございます。第4項雑入につきましては、256、257ページから258、259ページにわたり記載のほういたしておりますが、第三者行為に基づく損害賠償納付金が主なものでございます。

次に、予算書の247ページにお戻りください。

第2条一時借入金につきましては借入限度額を1億円と定め、第3条の歳出予算の流用につきましては歳出予算の各項の間における経費を流用できる場合について定めようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君）　しばらく休憩します。

休憩　午後２時４分

再開　午後２時13分

○委員長（萱野哲也君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君）　失礼します。

予算書の265ページ、先ほど御説明もありました一般被保険者高額療養費について、ちょっとお尋ねします。

過去の実績等に基づいて算出しておりますというような説明だったと思うんですが、割と減額幅が大きいのかなと、4,300万円ぐらい減額されておりますので。高額療養費を使わざるを得ないような人が減る見込みというようなのが何かしらの根拠がおりないのかなと、ちょっとその根拠というのが分かれば教えてください。

調書の382ページです。

○委員長（萱野哲也君）　健康医療課長。

○健康医療課長（白神　洋君）　溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

現状6億5,000万円といった予算のほうを計上してるところでございます、前年度の最終予算が7億円程度という形で思っております、現状その試算で過去3年間分の実績から試算して計上のほうをいたしておりますので、この額で足りんのんじゃないかという形で計上のほうはいたしているところでございますが、やはりこちらの高額療養費、どういった医療にかかるかによって大きく金額のほうが変わってまいりますので、必要があれば、その都度増額等の補正のほうはやりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君）　副委員長。

○委員（溝手宣良君）　あくまで実績に基づくということで、例えば傾向としていわゆる三大疾病が最近減ってきてるんですよとかそういったことではなくって、あくまで過去の実績であるという理解で、じゃあささせていただきました。

ちょっと続けさせていただくんですが、同じように出産育児一時金ですよね、同じように調書の386ページ、予算書は265ページですね、この出産育児一時金についても同じような考え方でよろしいのかと。出産育児一時金については、それこそこの調書に表をつけていただいておって、足りないよりはある程度ちょっと多めに取ってるのかなとは思いますが、特別何か出産がぐっと増えそうとかそういった見込みがあるというわけではなく、あくまで過去の実績ということでよろし

いでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手副委員長の御質問でございます。

出産育児一時金につきましては、令和3年度が37件といったことで、今回予算50件で上げてるところでございますが、このたびそれこそ議案のほうで提出いたしました一時金のほうも増額されるということもございまして、そういったこともあって、今後そういった出産に前向きな方が増えていかれるというのを期待してるところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。過去の実績に加えて若干の期待も込められているところで、これを担当課とかそういう問題ではなく、こういうのも含めた政策として出産というか少子化対策をしていかなければならないであろうということだと思います。承知をいたしました。

もう一点、予算書も調書もほぼ同じページなんですけれど、葬祭費についてお尋ねをいたします。

葬祭費が大体毎年同じような予算で組まれているんですが、ちょっと一点気になったのが、申請により葬祭を行った方に5万円というところで、申請をしなかった人というのも毎年いらっしゃるのかなど。この申請をされなかった方というのは大体どのぐらいいらっしゃっている、その理由としては何か挙げられるのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手副委員長の御質問でございます。

葬祭費につきましては、何件生じているかとかといったことについての把握は実はできておりません。ただ、葬儀を挙げられるといった段になりますと、死亡届等を市民課に提出されるところでございますので、その際にはこういったお悔やみハンドブック、こちらのほうをお示しして、この中で葬祭費というものが発生するということを説明する、また国民健康保険の加入者ということでございますので、うちの窓口に来られます。そういった際にも葬祭費があると、そういった制度があるといったことを周知のほうはしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。そういったものがあるよ、だからどうぞ受給できるようにしてくださいというふうにお示しはしているけれど、その結果申請されなかったことについての理由までは把握をされてないということで、承知をいたしました。その点がちょっとだけ気になったのでお尋ねをしました。ちゃんと周知をされているということで、安心をいたしました。今後もしどうぞよろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第30号 令和5年度総社市後期高齢者医療特別会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長(白神 洋君) 予算書の277ページをお開きください。

議案第30号 令和5年度総社市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,700万円と定めようとするものでございます。

それでは、主な内容につきまして、便宜、歳出から御説明申し上げますので、286、287ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、事業運営に係る管理的な経費でございまして、第1節報酬から第4節共済費までは職員3名及び会計年度任用職員1名の人件費でございます。第18節負担金、補助及び交付金の電算事務処理負担金は、総社市への電算処理負担金でございます。

第2項徴収費につきましては、保険料の納入通知書などの印刷製本費が主なものでございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、収納した保険料と低所得者等の保険料軽減分に対する繰入れであります。保険基盤安定繰入金を合わせて広域連合に納付するものでございます。

第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金につきましては、過年度の保険料の還付金等でございます。

1枚お開きいただきまして、288、289ページを御覧いただきたいと思っております。

第4款予備費につきましては、予算調整によるものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、284、285ページにお戻り願います。

第1款後期高齢者医療保険料でございますが、被保険者を約500人増の1万900人と見込み、現年分と滞繰分を合わせまして8億85万9,000円を計上いたしております。

第4款繰入金につきましては、人件費等の事務費繰入金と保険料の軽減分として保険基盤安定繰入金をそれぞれ一般会計から繰り入れるものでございます。

第6款諸収入、第2項償還金及び還付加算金は、過年度保険料の還付金に対する広域連合からの補填金でございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第31号 令和5年度総社市介護保険特別会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） それでは、議案第31号 令和5年度総社市介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の295ページをお開き願います。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,300万円と定めようとするものでございます。

それでは、主な内容につきまして、便宜、歳出から御説明いたしますので、306、307ページのほうをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費7,090万1,000円につきましては、長寿介護課職員の人件費が主なものでございまして、第2目連合会負担金61万9,000円は国民健康保険団体連合会事務処理負担金でございます。

第2項徴収費、第1目賦課徴収費354万円は、介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

次のページ、308、309ページをお開きいただきます。

第3項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費1,626万9,000円の主なものは、介護認定審査

会委員報酬でございまして、第2目の認定調査等費3,641万3,000円は介護認定調査員に係る人件費や、第11節役務費のうち主治医意見書作成手数料が主なものでございます。

第5項運営協議会費628万円の主なものは、介護保険運営協議会委員報酬や第9期の介護保険事業計画策定に係る委託料でございまして。

第2款保険給付費につきましては、第8期介護保険事業計画を基に昨年度の支払い実績から推計値などを用いまして、予算計上のほうをしております。

まず、第1項介護サービス等諸費、第1目居宅サービス給付費から、次ページの310、311ページをお開きいただき、第10目特例居宅介護サービス計画給付費までの54億4,920万4,000円は、要介護1から要介護5の方の本人負担分を除いた介護サービス費用でございまして。

第2項介護予防サービス等諸費、第1目介護予防サービス給付費から、次のページ、311、313ページをお開きいただき、第8目特例介護予防サービス計画給付費までの3億1,440万3,000円は、要支援1と要支援2の方の本人負担分を除いた介護予防サービス費用でございまして。

第3項その他諸費720万円は、国民健康保険団体連合会に支払う介護サービス費等の審査支払手数料でございまして。

第4項高額介護サービス等費1億2,060万円は、介護サービス利用者の1箇月の負担額が上限を超えた場合に償還支給するものでございまして。第5項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス費から第4目特例特定入所者介護予防サービス費までの合計額は、次のページの314ページにございまして1億2,060万2,000円で、これは低所得の施設入所者に対して食費及び居住費等を補足的に給付するものでございまして。

第6項高額医療合算介護サービス等費2,150万円は、医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、基準額の上限を超えた場合に支給するものでございまして。

第4款基金積立金は、介護給付費準備基金の利子を積み立てるものでございまして。

第5款地域支援事業費、第2項介護予防・生活支援サービス事業費1億4,300万円につきましては、第1目は主に総合事業対象者などの本人負担分を除いたサービス費用でございまして、第4目は介護予防プラン作成に係る費用でございまして。第3項一般介護予防事業費、合計額は次のページ、316ページにありまして、1,556万1,000円につきましては、第12節委託料のうち、地域包括支援センターに委託する高齢者の把握事業が主なものでございまして。

第5項包括的支援事業・任意事業費、第5目包括的支援事業費9,644万2,000円につきましては、地域包括支援センター運営委託料が主なものでございまして。

第6目任意事業費1,013万2,000円は、介護給付適正化事業推進員や介護サービス相談員の人件費でありますとか、成年後見制度利用助成金、位置情報端末装置導入助成金などが主なものでございまして。

第7目在宅医療介護連携推進事業費58万9,000円は、医療と介護の連携を推し進める事業で、第8目の生活支援体制整備事業費2,765万8,000円は、次のページの318、319ページをお開きいただき

まして、説明欄 1 段目にごございます生活支援コーディネーターや協議体を設置し、生活支援サービスの給付体制を整備するための事業委託料が主なものでございます。

第 9 目認知症総合支援事業費399万2,000円は、認知症地域支援推進員の人件費や認知症カフェの開設助成金などが主なものでございます。

第10目地域ケア会議推進事業費751万6,000円は、地域ケア会議や地域ケア個別会議に係る経費でございます。

第 8 項高額介護サービス等費相当事業80万円は、総合事業対象者の 1 箇月の利用者負担額が上限を超えた場合に支給するものでございます。

第10項その他諸費50万円は、国民健康保険団体連合会に支払う総合事業費の審査支払手数料でございます。

第 6 款保健福祉事業費1,063万円は、認知症事故救済制度と重度要介護者介護用品等引換クーポン券交付事業に係る経費でございます。

次のページ、320、321ページをお開きいただきまして、第 7 款公債費32万9,000円につきましては、一時借入れをした際の利子でございます。

第 8 款諸支出金、第 1 項償還金及び還付加算金150万1,000円につきましては、転出とか死亡等による過年度における介護保険料の還付金が主なものでございます。

第 2 項の単市地域支援事業費2,341万6,000円は、職員の人件費が主なものでございます。

第 9 款の予備費339万円は、予算調整によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明させていただきますので、302ページ、303ページにお戻り願います。

第 1 款保険料13億5,399万9,000円につきましては、65歳以上の方に納めていただく介護保険料でございます。第 3 款の使用料及び手数料は保険料の督促手数料が主なものでございます。

第 4 款国庫支出金から第 6 款の県支出金までは、介護給付費に係る国や県等の負担金でありますとか、地域支援事業に対する交付金でございます。金額は予算書に記載のとおりでございます。

次のページの304、305ページをお開きいただきまして、第 9 款の繰入金、第 1 項一般会計繰入金10億1,775万5,000円につきましては、それぞれの制度や基準に従いまして一般会計から介護保険特別会計に繰り入れるものでございます。

第 2 項基金繰入金6,184万6,000円は、介護保険料の負担増を抑える目的で、介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

第11款諸収入のうち、一番下にごございます第 5 目雑入の13万8,000円は、会計年度任用職員の雇用保険料本人負担分が主なものでございまして、そのほかは収入があったときのために座を設けているものでございます。

次に、予算書の295ページにお戻りいただきたいと思っております。

第 2 条では一時借入金の借入限度額を 1 億円と定めまして、第 3 条では保険給付費の予算額に過

不足を生じた場合における流用について定めております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。予算書312ページ、第1目の特定入所者介護サービス費です。調書でいうと439ページになろうかと思えます。

ここが、実績も示されている中で今回の予算が1億2,000万円であると、前年度の最終予算額からいうと3,000万円の減額ということで、今回ざっと見させていただいて、ほかにも減額になってるところはあるんですけど、そこは多くて360万円ぐらいなのかなと。ここだけ桁が大きく違うので、下の課題等のところにも令和3年8月から見直しを行われているというふうにもありますし、令和4年度は最終予算で実績ではないので、ここがそのまま1億5,000万円が当てはまるかどうかも考えながら質問したんですけど、今までは1億3,000万円から1億4,000万円ぐらい上がっているのが令和3年度でぐっと減ってるというのが、これが見直しを行われたために減って、それに伴い令和4年度は一応予算は上げてたけど、ここまで行ってないという決算見込みで、令和5年度はもうこの1億2,000万円ですら足りるであろうというようなことでよろしいのでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

令和5年度の予算を計上する上で実績を見させていただきまして、その実績にあったような金額での予算計上のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） だから、令和4年度はまだ決算になってないから分からないけれど、令和3年度から明らかにちょっと金額が減っているの、令和4年度もここはあくまで最終予算案なので、決算見込みとしてはこの程度になるのではないかなというところですかね。そうでなければ前年より3,000万円減ってるというのがちょっと心配な気がするところではあるんですけど。

○委員長（萱野哲也君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） すみません。溝手副委員長の再度の御質問にお答えします。

令和4年度の実績のほうがあともう一回の支払いになるんですが、そちらのほうで、今のところ1月当たり900万円から1,000万円の間ぐらいでの推移となっておりますので、その実績を見まして1億2,000万円というふうな金額で計上のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。今年度の見込みがやはり1億2,000万円程度であると、

だから令和3年度に引き続き同等の金額程度なので、この令和5年度もそのぐらいの金額を計上されているということで理解いたしました。

ここで給付額が要は減ったということなので、利用者とするれば減ったことのそれによる不具合とかそういったことは発生はしていない、スムーズに行われているという認識でよろしいですかね。

○委員長（萱野哲也君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 特に、これで利用者のほうがということではなくて、普通に該当される方はちゃんと該当して給付のほうを受けられるということでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○副委員長（溝手宣良君） 承知いたしました。

では、もう一点なのですが、予算書317ページ、調書は455ページになろうかと思えます。

この中に、位置情報端末装置導入助成金、金額的にはそう大きくないものではありますが、これがしっかり浸透していくと、いわゆる行方不明者とかそういった事案は減るのかなと、早期発見につながるのかなと思うんですけど、この導入実績であったり、またこれは導入していただくためにどういった尽力をされておって、進んでいるのであればいいんですけど、もし進まないのであればどういった壁があるのかとかといったことが分かれば教えていただきたい。せっかくの制度ですので、お願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 長寿介護課長。

○長寿介護課長（重信憲男君） 溝手委員の御質問にお答えいたします。

位置情報といってGPSのほうなんですけど、令和4年度の実績、今現在で4人の方が御利用のほうされております。そのうち3名の方がシューズ型のほう、これは昨年度山田議員さんからの御提案等々もありまして、そういったものでやって、3人の方が専用シューズのほうを御購入されて利用されているという情報であります。

これのPRのほうは地域包括支援センターでありますとかそういった方を使いながらPRのほうとしてはいるんですけど、あとはSOS登録、認証の登録のほうをされたときにこういった情報もお示しのほうをさせていただいておりますが、実際のところ、認知症の方が同じものをずっと持っていくかといったところになると、じゃあどこにGPSを入れたらいいかとかといったところもったり、あと携帯のほうが大分前から普及して、それは大体持っていく、そんな中に無料のGPSのアプリとかあったりというので、そういうのを御活用されている御家庭の方もおられたりというのがありますので、そういったこと。あとはシューズ型のほうなんですけど、これは男性用の今皆さん履かれているような革靴タイプの、ああいった形のものぐらいしかないんで、ちょっと女性の方向けではないのかなというのがあったりして、靴を履いていただける方はそれ専用で置いとったら多分使っていただけるんですけど、どの靴を履いていくか分からないとか、どのものを持っていくか分からないといったところがあるので、なかなか進んでないのかも分かりませんが、

これはもうちょっとしっかりとPRのほうしていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） よく実情の分かる御答弁をいただきましてありがとうございます。

本当に、今まで身につけていた習慣のある物を多分つけて出ていってしまわれるんだと思うので、これを、正直に言うと、認知症を発症される前に身につける習慣のほうがいいんだとは思いますが、なかなか難しいのはよく分かります。でも、せつかくある制度ですし、もしかしたらまた新たな商品の開発とかもあるかもしれませんから、引き続きアンテナを立てていただいて、そういった情報も収集しつつ、認知症の患者さんをお抱えの御家庭であったり、そういった家庭を目の当たりにされている御家庭に早めにPRをしていただくとか、全市的に当事者じゃなくてもPRをしていただくとか、そういったことにも努めていただければよいかなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時45分